

特約の名称	特約の概要	ご留意事項
新価特約	損害共済金算定の基となる共済価額及び損害額を再建築又は再取得するために要する再取得価額で評価します。	建物の築年数によっては付帯できない場合があります。
小損害実損 填補特約	損害の額が30万円又は50万円のうちから加入者があらかじめ選択した額以下の小損害の事故の場合に、損害の額を共済金としてお支払いします。なおこの特約は、建物火災共済又は建物総合共済の共済金額が1,000万円以上の契約になります。 ※建物総合共済における地震等の事故においてはお支払い対象外となります。 ※小損害実損填補特約50万円は令和7年10月1日から適用。	責任期間中に共済金額を減額したことにより、1,000万円を下回った場合はこの特約は解除されます。
臨時費用 担保特約	事故の際の臨時の出費のために、「損害共済金×加入の際に選択された給付割合(10%、20%、30%)」をお支払いします(250万円が限度。)また、火災等事故により加入者や同居人などの方が、死亡又は後遺障害を被った場合、1名ごとに「共済金額×30%(200万円が限度)」をお支払いします。 ※建物総合共済における地震等の事故においては支払い対象外となります。	共済掛金等は臨時費用共済金に相当する分が割増となります。給付割合は、10%、20%、30%から加入者が選択できます。
自動継続特約	毎年更新手続きの必要がなく、責任期間を最大10年間自動継続いたします。	共済掛金は毎年お支払いいただきます。